



和歌山市公報

令和5年（2023年）8月15日

第1757号

発行所 和歌山市役所

発行日 毎月 1日 15日

目次

【告示】

327 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業者の指定	(障害者支援課)	2
328 自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課)	2
329 自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課)	3
330 放置自転車等の処分	(まちなみ景観課)	4
331 公示送達（令和5年度市民税県民税納税通知書）	(市民税課)	4
332 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課)	5
333 介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課)	5
334 介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課)	5
335 介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定居宅介護支援に係る指定	(指導監査課)	6
336 介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定	(指導監査課)	6
337 介護保険法の規定による第1号事業に係る指定	(指導監査課)	7
338 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要	(環境政策課)	7
339 道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課)	10

【公告】

○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	(地籍調査課)	11
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	(地籍調査課)	11
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	(地籍調査課)	12
○ 所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	(地籍調査課)	12
○ 道路位置の指定	(建築指導課)	13
○ 新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施	(保健対策課)	13

【選挙管理委員会告示】

60 選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会事務局)	14
---------------	--------------	----

【教育委員会規則】

3 和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則	(教育政策課)	15
--	---------	----

【教育委員会告示】

14 教育委員会の招集	(教育政策課)	16
15 教育委員会の招集（令和5年和歌山市教育委員会告示第14号）の一部改正	(教育政策課)	16

【農業委員会公告】

○ 農用地利用集積計画の縦覧	(農業委員会事務局)	16
----------------	------------	----

【 企業局告示 】

- 24 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・・・・・（企業総務課） 17
- 25 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・（企業総務課） 17
- 26 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・（企業総務課） 17

【 告 示 】

和歌山市告示第327号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月7日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010124224	アンジュール	和歌山市和歌浦南3丁目1番17号	共生型生活介護	特定なし	株式会社アンジュール	和歌山市和歌浦南3丁目1番17号	令和5年8月1日	令和11年7月31日
3010124240	ケアセンターおたっしや倶楽部やまぐち訪問介護事業所	和歌山市里198-2	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	和歌山高年齢者生活協同組合	和歌山市直川565-7	令和5年8月1日	令和11年7月31日
3010124232	なのはな・ぱあく	和歌山市善明寺599-1-6	短期入所	特定なし	有限会社プランニング守山	和歌山市善明寺595-1	令和5年8月1日	令和11年7月31日

(令和5年8月7日掲示済)

和歌山市告示第328号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年8月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年7月22日及び同月28日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年7月20日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和5年7月18日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年8月9日揭示済)

和歌山市告示第329号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年8月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場及び城東公園	令和5年7月18日、同月25日、同月26日、同月28日及び同月31日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話435-1082

(令和5年8月9日揭示済)

和歌山市告示第330号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年8月9日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和5年8月14日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年4月22日及び同月26日	令和5年5月10日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和5年4月20日	令和5年5月10日
和歌山市内一円市道上、及び無料駐輪場	令和5年4月20日、同月24日、同月27日及び同月28日	令和5年5月10日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和5年8月9日揭示済)

和歌山市告示第331号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和5年8月14日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和5年度 市民税県民税納税通知書
(別紙省略)

(令和5年8月14日揭示済)

和歌山市告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第85条の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 12101	パナソニック エイジフリー 株式会社	パナソニックエイジフリーケアセンター和歌山 北島・ケアマネジメント 和歌山市北島325番25	居宅介護 支援	令和5年7 月31日
30701 12200	合同会社ポト ス	ケアプランポトス 和歌山市中之島2247番地 ダイアパレス向 之芝公園1004号室	居宅介護 支援	令和5年7 月31日
30701 12846	合同会社エス ティ	訪問介護アリエス 和歌山市黒田253番地 メゾン葵501号室	訪問介護	令和5年7 月31日
30701 12853	合同会社エス ティ	ケアプランアリエス 和歌山市黒田253番地 メゾン葵501号室	居宅介護 支援	令和5年7 月31日
30701 12002	株式会社中尾	ベストケアなかお 和歌山市中之島940-26	訪問介護	令和5年7 月31日

(令和5年8月15日揭示済)

和歌山市告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30901 01357	株式会社紀進 和歌山市太田667番地6 佐藤泰崇 和歌山市坂田63番地6	デイサービスふた ば 和歌山市太田66 7番地6	地域密着型通 所介護	令和5 年7月 31日
30901 01043	医療法人有紀会 和歌山市太田667番地6 佐藤晋一 和歌山市坂田63番地6	24時間巡回ステ ーションダイトク 和歌山市出水94 -1	定期巡回・随 時対応型訪問 介護看護	令和5 年7月 31日

(令和5年8月15日揭示済)

和歌山市告示第334号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平

成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 13992	株式会社L ITA	ヘルパーステーションじぞう 和歌山市南出島74-7 プチ ハ99 A102	予防給付型訪問サービス	令和5年7 月15日
30701 12846	合同会社エ スティ	訪問介護アリエス 和歌山市黒田253番地 メゾ ン葵501号室	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和5年7 月31日
30701 12002	株式会社中 尾	ベストケアなかお 和歌山市中之島940-26	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和5年7 月31日
30701 13331	株式会社旭 誠	訪問介護ステーションふたば 和歌山市毛見1434-1	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和5年7 月31日
30901 01357	株式会社紀 進	デイサービスふたば 和歌山市太田667番地6	予防給付型通所サービス	令和5年7 月31日

(令和5年8月15日掲示済)

和歌山市告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定及び第46条第1項の指定居宅介護支援に係る指定をしたので、同法第78条及び第85条の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14545	合同会社ぼれぼれ	ケアプランセンターぼれぼれ 和歌山市福島498-3 光進ハイツ5 06	居宅介護支 援	令和5年 8月1日
30701 14552	合同会社来夢	くるむヘルパーステーション 和歌山市吉田363番地 吉田第三坂本 ビル301号室	訪問介護	令和5年 8月1日
30701 14560	合同会社来夢	くるむケアプランセンター 和歌山市吉田363番地 吉田第三坂本 ビル301号室	居宅介護支 援	令和5年 8月1日

(令和5年8月15日掲示済)

和歌山市告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定に係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901	社会福祉法人大徳会	デイサービスふたば	地域密着	令和5

01738	和歌山市南片原2丁目12番地 佐藤晋一 和歌山市坂田63番地6	和歌山市太田667番地 6	型通所介 護	年8月 1日
-------	---------------------------------------	------------------	-----------	-----------

(令和5年8月15日揭示済)

和歌山市告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30118 10144	和歌山中央医療 生活協同組合	おおみや診療所 和歌山県岩出市宮50-1	予防給付型通所サービス	令和5年 8月1日
30701 14552	合同会社来夢	くるむヘルパーステーション 和歌山市吉田363番地 吉 田第三坂本ビル301号室	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和5年 8月1日
30901 01738	社会福祉法人大 徳会	デイサービスふたば 和歌山市太田667番地6	予防給付型通所サービス	令和5年 8月1日

(令和5年8月15日揭示済)

和歌山市告示第338号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

- (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
花王株式会社 和歌山工場
和歌山市湊1334番地
工場長 山口浩明
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
花王株式会社 和歌山工場
和歌山市湊1334番地
- (3) 特定施設の種類の
変更なし
- (4) 特定施設に関する事項
変更なし
- (5) 汚水等の処理に関する事項
別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4のとおり
- (6) 排出水の汚染状態及び量
別表第5のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年8月15日から同年9月6日まで

(2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 汚水等の処理に関する事項（1）

区分		変更前				変更後			
施設名		油脂系排水処理施設（加圧浮上）				同左			
構造		コンクリート構造				同左			
主要寸法		浮上分離槽 Φ9.6×3.05H(m)				同左			
能力		SS 3,840kg/日				同左			
処理の方式		凝集浮上方式				同左			
1日当たりの使用時間		連続24時間				同左			
使用の季節的変動の有無		なし				同左			
汚水等の 汚染状態	区分	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	項目								
	pH	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8	6～8
	COD (mg/L)	163.0	98.7	202.3	122.5	162.9	98.6	202.2	122.4
	SS (mg/L)	123.6	19.7	148.3	23.6	123.5	19.6	148.2	23.6
	OIL (mg/L)	141.7	12.7	168.4	15.0	141.6	12.6	168.3	15.0
	T-N (mg/L)	46.2	41.8	53.2	48.2	46.2	41.8	53.2	48.1
T-P (mg/L)	4.7	1.8	5.6	2.1	4.7	1.8	5.6	2.1	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)		5655.4	5655.4	6876.9	6876.9	5661.4	5661.4	6882.9	6882.9

別表第2 汚水等の処理に関する事項（2）

区分		変更前				変更後			
施設名		油脂系排水処理施設（活性汚泥）				同左			
構造		コンクリート構造				同左			
主要寸法		曝気槽 30.6W×30.5L×4.3H(m)				同左			
能力		COD 3,600kg/日				同左			
処理の方式		活性汚泥方式				同左			
1日当たりの使用時間		連続24時間				同左			
使用の季節的変動の有無		なし				同左			
汚水等	区分	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
項目									

の 汚 染 状 態	pH	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8
	COD (mg/L)	112.8	20.0	139.3	24.8	112.8	20.0	139.2	24.8
	SS (mg/L)	19.7	12.8	23.6	15.4	19.7	12.8	23.6	15.3
	OIL (mg/L)	11.8	3.0	14.2	3.6	12.0	3.0	14.2	3.6
	T-N (mg/L)	49.1	31.6	55.7	34.6	49.7	31.6	55.6	34.6
	T-P (mg/L)	3.5	1.3	4.2	1.5	3.5	1.3	4.2	1.5
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	5,707.4	5,713.4	7,326.9	7,326.9	5,713.4	5,713.4	7,332.9	7,332.9	

別表第3 汚水等の処理に関する事項（3）

区分	変更なし				変更なし				
施設名	活性剤系排水処理施設（凝集沈殿）				活性剤系排水処理施設（生物処理）				
構造	コンクリート構造				コンクリート構造				
主要寸法	沈殿分離槽Φ8.7~Φ13.5×4.1H(m)				曝気槽 有効534m ³ ×4槽・沈殿槽 Φ8.4×4.0H(m)				
能力	SS 960kg/日				COD 768kg/日				
処理の方式	凝集沈殿方式				活性汚泥方式・凝集沈殿分離方式				
1日当たりの使用時間	連続24時間				連続24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				なし				
汚 水 等 の 汚 染 状 態	区分 項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8	6~8
	COD (mg/L)	188.4	66.5	227.0	80.1	66.5	20.0	80.1	24.0
	SS (mg/L)	37.6	15.0	45.2	18.0	15.0	7.5	18.0	9.0
	OIL (mg/L)	43.2	8.6	51.8	10.4	8.6	1.8	10.4	2.1
	T-N (mg/L)	5.0	4.5	5.0	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
T-P (mg/L)	1.4	0.1	1.7	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	2,219.9	2,219.9	3,806.6	3,806.6	2,219.9	2,219.9	3,806.6	3,806.6	

別表第4 汚水等の処理に関する事項（4）

区分	変更なし
施設名	個別活性汚泥処理施設
構造	コンクリート構造
主要寸法	曝気槽 有効35.6m ³ ×8槽・水面積39.7m ²
能力	COD 765kg/日
処理の方式	活性汚泥方式・凝集沈殿分離方式

1日当たりの使用時間	連続24時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	区分	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	項目				
	pH	6～8	6～8	6～8	6～8
	COD (mg/L)	770.0	330.0	924.0	396.0
	SS (mg/L)	150.0	20.0	180.0	23.9
	OIL (mg/L)	4.0	1.9	4.8	2.2
	T-N (mg/L)	340.0	170.0	340.0	17.0
T-P (mg/L)	30.0	30.0	36.0	36.0	
汚水等の1日当たりの量 (m ³)	52.0	52.0	450.0	450.0	

別表第5 排水水の汚染状態及び量

汚水等の汚染状態	区分	変更前		変更後	
		和歌山港No.6排水口		同左	
	項目	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	COD (mg/L)	10.7	12.5	10.7	12.5
	SS (mg/L)	13.5	14.3	13.5	14.3
	n-Hex (mg/L)	1.6	1.8	1.6	1.8
	T-N (mg/L)	10.4	11.2	10.4	11.2
T-P (mg/L)	0.6	0.6	0.6	0.6	
排水水の1日当たりの量 (m ³)	20,998.3	29,133.5	21,004.3	29,139.5	

(令和5年8月15日揭示済)

和歌山市告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和5年8月15日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和5年8月15日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
16-1 4	宮前14号線	和歌山市手平四丁目109番2地先	旧	110.0	1.70～ 2.80
		和歌山市手平四丁目113番1地先	新		

(令和5年8月15日揭示済)

【 公 告 】

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年8月8日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市西浜字下川向ノ坪1251番3
和歌山市西浜字下川向ノ坪1263番3
和歌山市西浜字下川向ノ坪1263番4
和歌山市西浜字下川向ノ坪1263番5
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和5年8月8日揭示済）

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年8月8日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
(1) 和歌山市園部字下田出596番193
(2) 和歌山市園部字下田出647番4
(3) 和歌山市園部字下田出651番3
(4) 和歌山市園部字下田出651番4
(5) 和歌山市園部字下田出652番1
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日

までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和5年8月8日揭示済）

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年8月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

(1) 和歌山市園部字西ノ芝417番8

(2) 和歌山市園部字上田出464番4

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階

電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和5年8月8日揭示済）

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年8月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 土地の所在・地番

和歌山市北出島字沼ノ角126番4

和歌山市南出島字須原79番10

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課

所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階

電話 073-435-1075

3 筆界案を確認することができる者

1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和5年8月8日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。
令和5年8月8日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和5年8月4日 和建指第2731号	和歌山市出島字堤外 新田372番1、3 72番3	和歌山市松江中三丁目2番7号 株式会社 RELIEF 代表取締役 板倉 尚	6.00～6.14m ×19.88m 19.88m

（令和5年8月8日揭示済）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和5年8月14日

和歌山市保健所

所長 笠松美恵

1 対象者

和歌山市に居住する生後6月以上の者

2 実施場所及び期間

(1) 実施場所 集合契約締結医療機関

(2) 実施期間 令和3年2月17日から令和6年3月31日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和4年秋開始接種又は令和5年春開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、ファムトジナメランを含まないものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファムトジナメランを含むものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であって、トジナメラン及	12歳以上の者

びリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者

(2) 令和4年秋開始接種

令和4年秋開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者（令和5年春開始接種を受けたものを除く。）に対して接種すること。

コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）	6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものを除く。）

(3) 令和5年春開始接種

令和5年春開始接種には次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びダベソメランを含むものに限る。）	6歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの（最初に当該承認を受けたものを除く。）であつて、トジナメラン及びびリルトジナメランを含むもの又はトジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者（12歳以上65歳未満の者にあつては、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。）
コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもののうち、最初に当	5歳以上12歳未満の者（基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）

該承認を受けたものであって、トジナメラン及びファミトジナメランを含むものに限る。）

(令和5年8月14日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第60号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年8月9日

和歌山市選挙管理委員会

委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和5年8月16日（水）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件

- (1) 選挙人名簿から抹消するについて
- (2) 和歌山市議会議員一般選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について

(令和5年8月9日揭示済)

【 教育委員会規則 】

和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年8月14日

和歌山市教育委員会

教育長 阿形 博 司

和歌山市教育委員会規則第3号

和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則

和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則（平成6年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表学校給食第一共同調理場、学校給食第二共同調理場の項中

A	午前6時30分	午後3時15分
---	---------	---------

を

「

A	午前6時00分	午後2時45分
B	午前6時30分	午後3時15分

に、「B」を「C」に、「C」を「D」に改める。

」

附 則

この規則は、令和5年8月25日から施行する。

(令和5年8月14日揭示済)

【 教育委員会告示 】

和歌山市教育委員会告示第14号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和5年8月7日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和5年8月10日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室

3 事案

- (1) 和歌山市民図書館指定管理者候補者の選定結果について
- (2) 令和6年度に和歌山市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書について
- (3) 和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について
- (4) 令和6年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について
- (5) 令和6年度に和歌山市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書の採択について
- (6) 人事案件について
- (7) 人事案件について
- (8) その他

（令和5年8月7日揭示済）

和歌山市教育委員会告示第15号

教育委員会の招集（令和5年和歌山市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月9日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司

3事案を次のように改める。

3 事案

- (1) 和歌山市民図書館指定管理者候補者の選定結果について
- (2) 令和5年度全国学力・学習状況調査について
- (3) 令和6年度に和歌山市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書について
- (4) 和歌山市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部改正について
- (5) 令和6年度和歌山市立和歌山高等学校入学者選抜実施要項について
- (6) 令和6年度に和歌山市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書の採択について
- (7) 人事案件について
- (8) 人事案件について
- (9) その他

（令和5年8月9日揭示済）

【 農 業 委 員 会 公 告 】

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第1項の農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和5年8月10日

和歌山市農業委員会

会長 谷河 績
（令和5年8月10日揭示済）

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第24号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和5年8月9日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山県海南市鳥居61番地10 林設備 代表者 林 伸之	林設備	和歌山県海南市鳥居 61番地10	令和5年7月 4日	第636 号

（令和5年8月9日揭示済）

和歌山市企業局告示第25号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和5年8月9日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市弘西447番地1 泰興建設株式会社 代表取締役 中口泰夫	泰興建設株式会 社	和歌山市弘西4 47番地1	令和5年7 月11日	第527 号
大阪府吹田市内本町3-28-10 株式会社西日本設備 代表取締役 三角武史	株式会社西日本 設備	大阪府吹田市内 本町3-28- 10	令和5年7 月20日	第530 号
高知県高知市愛宕町3丁目13番3号 丸平工業株式会社 代表取締役 徳平周也	丸平工業株式会 社	大阪市北区天満 1丁目11番8 号	令和5年7 月21日	第497 号
奈良県大和高田市西三倉堂2丁目1-7 株式会社中野水 土工業所 代表取締役 中埜愛子	株式会社中野水 土工業所	奈良県大和高田 市西三倉堂2丁 目1-7	令和5年7 月25日	第462 号

（令和5年8月9日揭示済）

和歌山市企業局告示第26号

和歌山市水道事業給水条例（昭和36年条例第8号）第38条の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の効力を停止した者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第5号の規定により告示する。

令和5年8月10日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定効力の停止期間	登録番号
-----	--------	---------	-----------	------

和歌山県紀の川市貴志川町北12 96番地8 プランニング設備 峠 代表 峠 光弘	プランニング 設備 峠	和歌山県紀の川 市貴志川町北1 296番地8	令和5年8月14日 から同年10月13 日まで	第525 号
---	----------------	------------------------------	-------------------------------	-----------

(令和5年8月10日揭示済)